

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議	文書番号	
		決裁期日	平成 1 7 年 8 月 日
名 称	(8 月定例) 課長会議		
日 時	平成 17 年 8 月 30 日午前 9 時 00 分 ~ 午前 10 時 40 分		
場 所	上富良野町役場 3 階第 2 会議室		
出席者	別紙名簿のとおり 助役、教育長、課長職 11 人、出納室長 1 人、事務局 1 人 (行政改革推進事務局主査 1 人) 合計 16 人		

内 容

助役あいさつ

- ・ 町長は、駐屯地存続要望のため上京しているので、助役が挨拶された。
- ・ 今年度も折り返し地点で所管業務の執行と重点課題となっている行政改革の取り組みへのご努力、またアスベスト問題も加わりまして大変忙しい中で業務執行にあたっていただいている皆様のご努力に対して心から感謝申し上げたいと思います。9月に入り、今日告示になりました衆議員院選挙従事者職員の事務分担業務、更に9月定例議会の対応についてよろしくお願いしたい。
- ・ 議案にもありますが、町長にご承認たまわりまして、今期を持ちまして退任することになりました。今日まで皆様方には、大変ご苦勞いただき、ご支援、ご指導賜りまして厚く御礼申し上げます。今後は違った立場で見守って行きたいと思っております。

1 9月定例町議会の提出予定議案について

総務課長から別紙資料により説明。

- ・ 議案第 1 号から議案第 20 号の一般会計・各特別会計(国保・介護・簡易水道・公共下水道)、病院事業会計の補正予算、各会計歳入歳出・企業会計の決算認定の件、収入役の廃止に伴う条例の改正、収入役事務兼掌等、指定管理者制度に伴う関係施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正、人事案件(助役・教育委員会委員の任命)、上川南部消防事務組合の規約(参事の設置)変更の付議事件について提案議案の説明を行った。

助役：町立病院事業では、10月から泌尿器科診療開始することで進んでおります。

2 人事院勧告について

総務課長から別紙資料により主な点について説明。

本年の給与勧告のポイントとして、平均年間給与(行政職(一)) 4千円減額、

昭和32年以来約50年振りの給与構造の抜本的な改革を実施される。

官民給与の逆較差(0.36%)を解消するため、2年振りに月例給の引下げ改定で、俸給月額引下げと配偶者に係る扶養手当の引下げ。

期末・勤勉手当(ボーナス)を上げる。(0.05月分)

俸給制度、諸手当制度全般にわたり抜本的な改革の実施で、俸給水準の引き下げ、地域手当の新設、給与カーブのフラット化、勤務実績の給与への反映等を示している。

- 1 給与勧告の基本的考え方は、今までと同じ答申で、労働基本権制約による代償措置として適正な給与の確保する機能を有するもの、労使関係の安定、能率的な行政運営を維持する上での基盤での勧告の意義と役割を示している。また国家公務員の給与は、市場原理の決定が困難であることから民間の給与に準拠して定めることが最も合理的との基本的考えを示している。

2 官民の給与較差に基づく給与改定

官民給与の比較は、月例給官民較差では、1,389円(俸給 1,057円、扶養手当 214円、はね返り分 118円)差で、ボーナスの民間支給割合は、4.46月で公務の支給月数(4.40月)で0.06月分の差である。

給与改定の内容の考え方では、行政職俸給表(一)すべての給の俸給月額を同率で引下げ(改定率 0.3%)、扶養手当は、配偶者に係る扶養手当の支給月額を500円引下げ(現行13,500 13,000円)、その他の手当の期末・勤勉手当(ボーナス)は、4.4月分 4.45月分に引上げ、本年度に0.05月分を12月勤勉手当(現行0.7月 0.75月)に増額し、平成18年度には勤勉手当を6月と12月にならし0.725月分を支給する。

給与構造改革(昭和32以来約50年振り)を、年功的な給与上昇要因を抑制した給与システムの構築、職務・職責や勤務実績に応じた適切な給与を確保していくために、民間との均衡を考慮して整備していく必要、また新しい公務員給与のシステムが国民の目から見て合理性・納得性を持つものであることが重要である改革の基本的考え方が示されている。

改革に必要性としての4項目が挙げられている。

地域ごとの民間賃金水準の格差を踏まえ、俸給水準の引下げを行い、民間賃金水準が高い地域では地域間調整を図るための手当を支給する。(地域給与)

年功的給与上昇を抑制し、職務・職責に応じた俸給構造への転換。

勤務実績をよりの確に反映し得るよう昇格制度、勤勉手当制度の整備。

スペシャリストのスタッフ職としての処遇や、在職期間の長期化に対応した複線型人事管理の導入に向けた環境整備。

3 改革すべき事項での行政職俸給表(一)の見直しでは、

俸給表の水準を全体として平均4.8%引下げ、若手の係員層は引下げを行わず、中高年層を7%引き下げを実施し、給与カーブをフラット化する。

現行の1級・2級と4級・5級の統合を行う。また従来の本府省課長の職責を

上回る職務に対応した級を新設する。(国が行う)

きめ細かい勤務実績の反映を行うための号俸を4分割(1号級の刻みを千円未満とする。)

現在在職者がいないか、初号俸の号俸カットをする。

現時点の最高号俸を超える者の在職実態を踏まえ、号俸を増設するが、最高号俸を超える俸給月額に決定し得る枠外昇給制度を廃止する。

中途採用者の初任給決定の制限、昇格時の号俸決定方法の見直しになる。給与号俸級が大幅に改定となります。

(1) 勤務実績に基づく昇格制度の導入では、

特別昇給と普通昇給を統合し、昇給を5段階の設け、職員の勤務成績が適切に反映される昇格制度の導入

年4回の昇給時期を年1回(1月1日)に統一し、昇給号俸数をAからEまで分けそれぞれの勤務成績により定める。

55歳昇給停止の措置をしていますが、改正により昇給幅を通常の半分程度に抑制して昇給制度を設ける。

(2) 勤勉手当への実績反映の拡大では、国家公務員では、勤務成績に応じて支給している現状にあるが、更に拡大をして詭弁手当の査定原資として成績区分で支給になる。

(3) 昇格基準の見直しでは、昇給及び勤勉手当に係る勤務成績の判定結果を活用することが示されています。

3 実施スケジュールでの基本的考え方として、

俸給の引下げを経過措置を設けて段階的に平成22年度までの5年間で改正するものです。

新制度の段階的実施方法として、新俸給制度を平成18年4月1日から適用され、すべての職員が新俸給表に切替えられる。経過措置として新旧俸給月額の差額を支給する。平成18年度～21年度までの間に昇給幅1号俸抑制し、改定後の号俸に行くまで差額を調整するものである。俸給の調整額の改定も平成18年4月1日からの施行となっています。

助役： 今回人事院勧告で給与の改定が示され、非常に複雑な状況を迎える感じがする。特に成績主義での人事評価制度をいそがなければならない課題解決が迫られてきたと受け止めています。

行政改革推進事務局長： 行政改革実施計画で20年までに人件費約2億1千万円(15%)減額に計画を進めているが、新制度による状況変化が起きてくるのか。

総務課長： 現在の定期昇給による規模と職員定数適正化計画指針から単純に計算しますと平成20年には20億円に達するものと思っています。

現在国でも人事評価のシステムは早急な対応が出来ない状況あると聞いている。当分の間A～Eの5段階評価での対応は出来ないのではないかと聞いているところです。

助役： 人件費削減計画の中で、どう位置付けるかまとめを検討する所を設けて情報交換をしながら進めていかなければならない。

3 その他

< 総務課関係 >

(1) 平成 18 年度住民会の意見・要望等の取りまとめ実施について

総務課長から別紙資料により説明。

- ・各住民会から提出期限が10月13日で、意見集約を行い、各課への回答依頼を10月下旬に、各課からの回答を11月上旬、12月上旬には住民会に回答書を提出していく日程で進めていきたいと思っています事務処理をお願いします。

(2) 町の行政書類等の発送業務の見直しについて

総務課長から別紙資料により説明。

- ・7月の課長会議で申し上げた通り発送方法は10月から実施する。各課からの意見について、それぞれ必要性があるものとして認め取り扱って行きたいと思いません。

(3) 助役の引継ぎに伴う事案の取りまとめについて

総務課長から別紙資料により説明。

- ・各所管の重要課題を取りまとめて事務引継書を作成して、事前に助役決裁を付して9月22日までの提出をお願いした。

(4) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官審査の選挙事務について

総務課長から別紙資料による説明。

- ・30日告示、31日期日前投票が開始されます。投票所・開票の配置を周知したところ各職員から都合悪い旨の申し出がなかったので周知した通りに決定する。
- ・会議の日程 9月7日13時～開票事務従事者会議 消防大会議室
9月10日9時～投票管理者等事務従事者会議 消防大会議室、
管理者、職務代理者、庶務の方の出席をして下さい。
その他職員は10時集合と統一いただきたい。
- ・公民館は工事中のため、第3投票所として中央保育所で行う。準備は延長保育があるため18時30分以降からとなる。
- ・今回、投票管理者・投票立会人・臨時職員の報酬等は口座振込みで行うので周知願いたい。現金は電話賃のみとなる。
- ・各投票所臨時職員を配置してます職員は確定しだ管理者に周知します。
- ・選挙公報発送作業を9月5日に消防会議室で実施しますので、各課の臨時・嘱託職員の協力をお願いしたいと思しますので周知方お願いします。
- ・各投票所に投票箱が3つ(小選挙区、比例代表、国民審査)となります。
- ・町立病院・ラベンダーハイツの不在者投票の厳正な執行をお願いしたい。

行財政改革推進状況報告(定期報告)について

行政改革推進事務局長から別紙資料についての説明

- ・定期の管理表に取組まれた内容を細かく記載していただいて最終的な実践の結果として整理して積み上げてきているので、中身でもれなどありましたら次回にでもお伝えください。

その他

職員提案制度の導入について

総務課長から別紙資料による説明。

- ・臨時課長会議(8月12日)で提案いただきまして、職員提案制度の規程を制定しましたので、今後活用を充分図って行きたい。当規程は10月1日施行ですが、それ以前であっても総務課総務班で提案書の受付をしますので、周知願います。

事務事業の見直し方針及び補助金の整理合理化に係る理事者ヒヤリングについて

- ・9月の課長会議で組織方針の決定するにあたり、理事者とヒヤリングを開催する日程を9月1日から14日の間に進めさせていただきたい。ヒヤリングの対応者は各課長であります。他の出席者は課長の判断でお願いします。ヒヤリング資料は、本日の配布したものを持参願いたい。
- ・ヒヤリングの方法として、始めに、各課における今後の重点と見直しの考え方を説明していただいた後、補助金の整理合理化での合理化補助金合理化指針との整合性、事務事業の見直し方針の順に進めて行きたい。

企画財政課長：情報として聞いていただきたい。

・使用料・手数料の関係町の進める方向性の案を示しております。5日の総務常任委員会、7日議員協議会に基本方針を述べ、12月に条例改正し、4月実施する想定している。課長会議でお示ししている内容の一部を転換した。営利目的の利用加算を町外利用の関係から2倍程度から3倍程度と変更。減免の関係で、減免率に上限を設ける考え方を基本としていましたが、5割を上限で運用していく方向で整理をさせていただいていることをご承知願いたい。

・北海道からの事務権限委譲の関係で平成18年度4月からのメニューを確定しました延べ12件が受け入れの条件にあると課長会議で資料提供をしていましたが、その後、支庁の説明会、内部での審査結果方向転換しまして、平成19年4月以降に先送りにしました。

・平成18年4月の受け入れ予定は、母子福祉保健法に関する事務2件、鳥獣関係でとがりねずみ類(この辺にはいないようである)1件を処理するため所管で準備を進めている。

来月の行事予定について <別添行事予定表参照>

- ・9/1日9:00入札執行 第2会議室
- ・9/4日10:00開会式 ふれあい広場 社会教育総合センター
- ・9/6日監査委員決算審査意見書提出10:00から
- ・9/12日14:00宮城県登米市畜産振興で視察(産業振興課対応)
- ・9/26日9:00例月現金出納検査9/27に変更